

医療法人社団 栄相会
介護老人保健施設 ミノゲール
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 栄相会が開設する医療法人社団 栄相会 介護老人保健施設ミノゲール（以下「施設」という）の適切な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、施設の職員が、施設利用者に対し、適正な（介護予防）短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設の職員は、施設利用者の心身の特性を踏まえて、（介護予防）短期入所療養介護サービスの計画に基づき、看護・医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療を行い、日常生活への復帰を利用者と共に目指す。
- 2 施設の職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 （介護予防）短期入所療養介護サービス等の実施にあたっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者がいつも明るく笑顔を絶やさず、楽しくリハビリに専念できるよう、総括的な（介護予防）短期入所療養介護サービスの提供に努めるものとする。
- 4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 施設は、（介護予防）短期入所療養介護サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団 栄相会 介護老人保健施設 ミノゲール
(2) 所在地 〒257-0021 神奈川県秦野市蓑毛164-1
(3) 電話・FAX 番号 0463(81)1488

(施設の職員体制)

第4条 施設の職員体制は、次のとおりとする。（以下は、常勤換算後の人数）

- | | |
|-----------------------------|------|
| ・管理者（施設長） | 1名 |
| ・医師 | 1名 |
| ・介護職員 | 5.7名 |
| ・看護職員 | 2.3名 |
| ・理学療法士 | 0.4名 |
| ・支援相談員 | 1名 |
| ・介護支援専門員 | 1名 |
| ・薬剤師 | 0.2名 |
| ・栄養士 | 0.8名 |
| ・その他、必要に応じ上記以外の職員を業務に従事させる。 | |

(従業者の職務内容)

第5条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の（介護予防）短期入所療養介護サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の（介護予防）短期入所療養介護サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 介護支援専門員は、利用者の（介護予防）短期入所療養介護サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (8) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (9) 栄養士は、管理者及び医師の指示を受け、利用者の心身の状況、病状及び嗜好等を考慮し、食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。

（利用定員）

第6条 （介護予防）短期入所療養介護の利用定員は29名とする。

※原則的には通常の利用者を優先し、空き部屋が出た場合その療養室を（介護予防）短期入所療養介護用の居室として利用する。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。（祝日も営業する。）
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

（当施設からの解除）

第8条 施設は利用者及びその家族に対し、次に掲げる事項にあてはまる場合には、2週間の予告期間において、本規程に基づく（介護予防）短期入所療養介護サービスの利用を解除・終了することができる。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、施設での提供可能なサービスの範囲を超えると判断される場合。
- ④ 利用者及びその家族が、本規程に定める利用料を1ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者又はその家族が、施設・施設の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災・災害・施設設備の故障その他やむを得ない理由により、施設を利用させることができない場合。

（サービスの内容）

第9条 施設のサービスは、居宅における生活への復帰または利用者の心身の機能の維持回復を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される（介護予防）

短期入所療養介護サービス計画に基づいて、利用者の病状および心身の状況に照らして行う適切な医療および医学的管理の下における看護・介護・栄養管理・口腔衛生の管理ならびに日常生活の世話をを行うものとする。

(利用料金)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(2) 利用料として、居住費・食費・日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、特別な療養室代、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。

2 当施設は、利用者及びその家族が指定する宛先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、翌月25日頃までに届けるものとする。これを受け利用者及びその家族は連帯して、当施設に対し当該請求書及び明細書を送付した日から一週間以内に支払うものとする。

(通常の事業の実施区域)

第11条 通常の送迎の実施区域を以下の通りとする。

秦野市の一部（東田原、寺山、落合、名古屋、小蓑毛、蓑毛）

(施設の利用にあたっての留意事項)

第12条 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 第20条に定める利用者の守るべき事項を守り、他の利用者の迷惑にならないようにする。

(2) 気分が悪くなったときは直ちに申し出る。

(3) 共有の施設・設備は、他の利用者の迷惑にならないよう利用する。

(記 録)

第13条 施設は、利用者への（介護予防）短期入所療養介護サービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管する。また診療録については、5年間保管するものとする。

(身体の拘束等)

第14条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わないものとする。ただし、自傷他害の恐れがある場合は、医師の判断の下、身体拘束または利用者の行動を制限する行為を行う。この場合、施設医師がその様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記録するものとする。

2 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知する。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第15条 施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第16条 施設職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報を保持するため、在職中も、また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。また、正当な理由なくこれらの個人情報を第三者に漏らさないものとする。ただし例外として、次の各号については、法令上介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うものとする。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同等の取り扱いとする。

(緊急時の対応)

第17条 施設は利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認められる場合、協力医療機関等での診療を依頼するものとする。

2 前項の他、(介護予防)短期入所療養介護サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、施設は利用者およびその家族が指定する者に対し、緊急に連絡する。

(事故発生時の対応)

第18条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じる。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関へ搬送等により診療を依頼する。

2 前項の他、当施設は利用者の家族等利用者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡するとともに、事故の状況や事故発生時に当施設が講じた措置等について記録する。

(要望又は苦情の申し出)

第19条 利用者及びその家族は、施設の提供する(介護予防)短期入所療養介護サービスに対しての要望又は苦情について、担当支援相談員に申し出ることができ、または、備え付けの用紙にて管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができるものとする。

(利用者の守るべき事項)

第20条 利用者は、施設において下記の事項を守ること。

- ① 施設利用中の食事は、特段の事由がない限り施設の提供する食事を摂るものとする。施設は利用者の栄養状態の管理を(介護予防)短期入所療養介護サービスの一環としている理由から、食事の持ち込みは堅く禁ずる。
- ② 飲酒は禁止する。喫煙は、喫煙室でのみ可とする。
- ③ 設備・備品の利用は、必ず施設職員の指示に従うこと。
- ④ 所持品・備品の持ち込みは、他利用者に迷惑がかからない範囲内で必要最低限の物のみとする。
- ⑤ 金銭・貴重品の管理は、利用者本人が行うこと。
- ⑥ 利用者個人でのペットの持ち込みは禁止する。
- ⑦ 他利用者への迷惑行為は堅く禁ずる。
- ⑧ 全ての利用者が安心して(介護予防)短期入所療養介護サービスを利用できるよう、

利用者の営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動は禁止する。

(協力医療機関)

第21条 施設は、下記の医療機関を協力医療機関に指定している。

- (1) 協力病院：独立行政法人 国立病院機構 神奈川病院
所在地 神奈川県秦野市落合666-1
- (2) 協力歯科医院：関歯科クリニック
所在地 神奈川県秦野市寺山520

(非常災害対策)

第22条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ②利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第23条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための担当者を定め、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第24条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備

- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備
- (3) 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（虐待防止に関する事項）

第25条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（業務継続計画の策定等）

第26条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）短期入所療養介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他）

第27条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（新任研修 採用後3ヶ月以内、継続研修 年2回）

- 2 施設は、適切な（介護予防）短期入所療養介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団 栄相会の役員会での協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成20年7月1日より施行する。

- 2 この運営規程は、平成21年10月1日、一部を改訂した上で同日から施行する。
- 3 この運営規程は、平成24年2月1日、一部を改訂した上で同日から施行する。
- 4 この運営規程は、平成25年1月10日、一部を改訂した上で同日から施行する。
- 5 この運営規程は、平成27年4月1日、一部を改訂した上で同日から施行する。
- 6 この運営規程は、平成28年1月1日、一部を改訂した上で同日から施行する。
- 7 この運営規程は、平成30年4月1日、一部を改訂した上で同日から施行する。
- 8 この運営規程は、令和1年10月1日、一部を改訂した上で同日から施行する。

- 9 この運営規程は、令和 2 年 11 月 15 日、一部を改訂した上で同日から施行する。
- 10 この運営規程は、令和 4 年 12 月 1 日、一部を改訂した上で同日から施行する。